

第3節 雪害対策の実施

第1 除雪路線実施区分

除雪路線は、積雪寒冷地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）に基づく指定路線及び非指定路線で、特に交通確保を必要と認める主要路線について次の区分により除雪を実施する。

- 1 一般国道に係る道路は、札幌開発建設部千歳道路事務所が行う。
- 2 主要道々及び一般道々で道所管に係る道路は、札幌土木現業所千歳出張所が行う。
- 3 市道及び前2号に掲げる道路以外の道路で特に重要な路線は、市が行う。

第2 市道の交通確保

- 1 雪害に係る情報の収集、伝達等は総務対策部が所掌し、市道等に係る除雪は建設対策部が実施する。
- 2 除雪は、消防対策、交通量その他の状況を考慮し、都市計画街路、通学路を優先して実施し、常時2車線の確保に努める。

第3 市民除雪助成

町内会等が主体となり除雪作業を実施する場合には、これに必要なトラック等については無償で貸与することができる。